

「スポ柳都にいがたプラン推進会議」設置運営要綱

（目的）

第1条 「スポーツに満ちた明るく豊かな新潟市の実現」を目指すことを基本理念とする新潟市スポーツ推進計画第2次「スポ柳都にいがた」プラン（以下「計画」という。）の推進。

（設置）

第2条 推進会議は、新潟市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）内に設置する。

（協議事項等）

第3条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、審議会が新潟市より諮問を受けた計画の推進にあたり、おおむね次の事項について研究協議する。

- （1） 計画の推進と評価
- （2） 計画推進にあたっての調査研究
- （3） 関係機関との連絡調整

（推進会議委員）

第4条 推進会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- （1） 審議会委員の中から選出された者
- （2） 審議会委員から推薦された者
- （3） その他、新潟市が必要と認めた者

2 委員の任期は、審議会委員の任期に準ずる。ただし、委員は当該協議事項等の研究協議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長等）

第5条 推進会議は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議等）

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 推進会議は、必要に応じ専門的事項に関して関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 事務局は、審議会事務局（新潟市文化スポーツ部スポーツ振興課）に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が推進会議に諮って別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 平成19年12月20日より一部改正する。

附 則 平成21年4月1日より一部改正する。

附 則 平成27年3月17日より一部改正する。